

ビットコイン型仮想通貨のマイニングに係る税法上の諸問題について

—所得税法・消費税法の観点から—

小森 将之

ビットコイン型仮想通貨のマイニングに係る税法上の諸問題について ——所得税法・消費税法の観点から——

小森 将之

要約

本論文は、ビットコイン(Bitcoin)と同様の設計がなされている仮想通貨をビットコイン型仮想通貨と定義したうえで(以下、ビットコイン型仮想通貨については、単に「仮想通貨」とする)、当該仮想通貨に係る税法上の問題を検討するものである。仮想通貨のメルクマーは、マイニング(mining)とよばれる不特定の第三者からの作業を必要とすることである。なお、マイニングとよばれる作業を行う者のことを一般にマイナーという。

マイニングとよばれる作業は、仮想通貨がいわゆる「通貨」として機能し続けるために必要不可欠な作業であり、2つの機能を提供している。すなわち、1つは、仮想通貨を新たに発行するという機能であり(しかも、**新たに発行された仮想通貨は、発行した第三者のものとなる**)、いま1つは、他者が行った送金取引を承認し、当該送金取引を完了させるという機能である(なお、**各送金取引を承認することによって、手数料を獲得することができる**)。

ところで、このマイニングとよばれる作業は、税法上の問題を引き起こす。1つは、マイナーに所得を生じさせ得ることから所得税法上の問題を、いま1つは、他者の送金取引を承認することによって手数料を獲得できることから、当該承認作業(マイニング)を役務の提供と解し得るのかという消費税法上の問題である。

本論文では、まず、第1章において、仮想通貨が一体どのようなものであり、どのような仕様となっているかを検討した。その結果、仮想通貨は、他のあらゆる支払手段とも異なる存在である点、および仮想通貨システムを維持するうえで、如何にマイニングとよばれる作業が重要であるかを明らかにした。

第2章においては、新たに発行した仮想通貨および送金手数料の獲得が所得を構成し得るのか、また、仮に構成するとした場合、どのような所得分類で、どのように金額を評価すべきかについて検討した。その結果、新たに発行された仮想通貨の獲得については、権利確定基準が動かない蓋然性が高く、他方で、管理支配基準の適用例がごく限定的であることから、現状においては、収入と認識することが困難であるため、従来の管理支配基準(「違法な収入」および「権利のない収入」)を拡大し、管理支配基準が適用される3類型目に位置づけられるべきであることを明らかにした。また、新規発行分と送金手数料とでは、所得分類は同一ではあるものの、収入を認識する時期および時価評価の基準が異なる旨も明らかにした。

第3章においては、マイニングが生じさせる消費税法上の問題およびその解決策について検討した。マイナーは送金取引を承認することによって送金手数料を獲得しているが、当該送金手数料は、消費税法にいう対価に該当するものと考えられる。また、マイニング

については、電子的にしか行い得ないため、「電気通信利用役務の提供」にあたり、特に、いわゆる B to C 取引に該当するものと思われる。もっとも、B to C 取引の場合、現状では執行性が十分に担保されないという問題がある。そこで、筆者は、当該問題を解決するために、いくつかの方策を提示した。方策としては、解釈論によるものおよび立法論によるものを提示したが、立法的解決が最善であると結論づけた。

以上

目次

はじめに	1
第1章 仮想通貨について	3
第1節 仮想通貨のシステム	4
1 仮想通貨システムの概観	4
2 マイニング	7
第2節 仮想通貨とその支払手段の差異	11
1 法定通貨との差異	11
2 いわゆる電子マネーとの差異	12
3 外国通貨との差異	13
第2章 マイニングと所得税法	14
第1節 問題提起	14
第2節 コインベース報酬と所得税法 36条1項	16
第3節 仮想通貨と所得税法 36条2項	19
第4節 マイニング報酬の所得分類	22
第3章 マイニングと消費税法	26
第1節 問題提起	26
第2節 消費税法の制度	28
1 消費課税の対象となる取引とその内外判定	28
2 仕入税額控除について	30
第3節 マイニングに対する消費課税の可否	32
第4節 執行可能性の問題	34
第5節 執行可能性確保のための方策	35
1 資金決済法からの示唆	35
2 方策1——解釈論から導出される方策	36
3 方策2——直接消費税型の税目を創設する立法論	40
おわりに	43

凡 例

本稿で使用している法令等の略称は以下の通りである。

<法令等>	<略称>
所得税法	所法
所得税基本通達	所基通
消費税法	消法
消費税法施行令	消令
資金決済に関する法律	資金決済法
日本銀行法	日銀法
外国為替及び外国貿易法	外為法
金融商品取引法	金商法
通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律	貨幣法

実際、「仮想通貨による取引は匿名性を有しているため、仮想通貨による取引が拡大すると、捕捉できない取引が増大する。そうなれば、徴税に支障が生じる」⁷との指摘もある。

そのため、仮想通貨と税法の関係を明らかにすべく、いくつかの先行研究もみられるが⁸、必ずしも仮想通貨に係る課税問題が明らかとなったわけではなく、更なる研究が求められているのが現状である。

仮想通貨が独自の課税問題を生じさせ得るのは、偏に、仮想通貨の特殊性に由来する。たとえば、ビットコインに代表される仮想通貨の流通当初、一番大きな問題となったのは、仮想通貨がいわゆる「カネ」なのか、それとも「モノ」なのかという点であった⁹。仮想通貨に係る法整備がなされていない時点においては、政府は当初、仮想通貨を「通貨や有価証券ではなく、貴金属のようなコモディティの一種であるモノとして取り扱う方針」であった¹⁰。

その後、仮想通貨は、平成28年(2016年)に資金決済法の改正によって、支払手段たる地位が付与されることとなった¹¹。それに伴い、仮想通貨の購入および使用に係る消費税については非課税とする等の改正がなされた(消法6条1項、同法別表第一第2号、消令9条4項)¹²。これらの立法措置によって、少なくとも仮想通貨と消費税の問題については、終止符が打たれたように思われた¹³。

しかしながら、資金決済法における仮想通貨の定義は、個々の仮想通貨が有する特徴を捨象した、非常に抽象的なものであるため、仮想通貨独自のシステム、まして各種税法まで考慮したものではない点に留意されたい。たとえば、ビットコインは、マイニング(mining)とよばれる行為を必須とする点に特徴がある。詳細は後述するが、マイニングとは、当該通貨の新規発行および取引の承認を同時になす行為であり、仮想通貨のシステムを維持するうえで不可欠な行為である。もっとも、当該行為が継続的に行われるためには、マイニ

⁷ 野口悠紀雄『ブロックチェーン革命』(日本経済新聞社・2017)192頁。

⁸ たとえば、伊藤公哉「仮想通貨と所得税—採掘されたビットコインに所得税はかかるのか?—」大阪経大論集65巻4号(2014)151頁、土屋雄一「ビットコインと税務」税大ジャーナル23巻(2014)69頁、川田剛「ビットコイン(仮想通貨)と税務」International Taxation36巻7号(2016)128頁、森信茂樹「仮想通貨と消費税」税務弘報64巻9号(2016)6頁、野一色直人「仮想通貨の取引に係る消費税法上の非課税措置の意義と課題」税研194号(2017)31頁、安河内誠「仮想通貨の税務上の取扱い—現状と課題—」税大論叢88号(2017)358頁。

⁹ なお、ここで用いている「カネ」および「モノ」は、法律用語ではなく、報道の場面等で用いられる俗称である。「カネ」は必ずしも通貨を意味せず、「支払手段」というより広い意味合いで用いられるきらいがある。

¹⁰ 土屋・前掲注8)75頁。

¹¹ 産経新聞電子版(<http://www.sankei.com/economy/news/160304/ecn1603040025-n1.html>)(2017年9月26日最終閲覧)によれば、まず、2016年3月4日に、仮想通貨がいわゆる「カネ」に該当する旨閣議決定されたようである。次いで、同年5月25日には資金決済法が改正されることで、仮想通貨の定義が示された。

¹² もっとも、譲渡された資産または提供された役務が消費税の課税対象となっている場合、それらに対しては当然消費税が課税される。

¹³ ビットコインに代表される仮想通貨の流通当初、一番大きな問題となったのは、仮想通貨がいわゆる「カネ」なのか、それとも「モノ」なのかという点であった。この点について指摘していた論考として、たとえば、川田・前掲注8)128頁、森信・前掲注8)6頁、野一色・前掲注8)31頁。

ングを行う者(マイナー)に対して何らかのインセンティブが必要となるが、マイニングに成功したマイナーは、新規発行された仮想通貨(以下、「コインベース報酬」¹⁴という)および他者の送金取引を承認したことに対する報酬(以下、「送金手数料」という)を獲得することができ、これがマイニングのインセンティブとなっている。

マイニングに係る税法上の諸問題については、既にいくつかの研究がなされているものの¹⁵、疑義が生じる点も少なくない。

そこで、本稿では、ビットコイン同様にマイニングによって仮想通貨の新規発行および(または)取引の承認を行うシステムを採用しているアルトコイン(Altcoin)¹⁶とビットコインとをあわせて、ビットコイン型仮想通貨(以下、単に「仮想通貨」という)と定義し、本稿における検討対象とする¹⁷。そのうえで、仮想通貨の採用するマイニング(異なる名称の同様の行為を含む)に係る所法および消法上の問題について検討にする。所法上の問題としては、コインベース報酬の獲得がいつの時点で収入を構成し、10種の所得分類のうちいずれに該当するのかを明らかにする。また、消法上の問題としては、マイニングに対して送金手数料という対価が支払われていることから、消費課税の対象となることを明らかにし、当該消費税をどのように徴収するかについてまで検討する。

なお、本稿では、原則として既存の枠組みに基づいて検討を進めていくものの、必要に応じて既存概念を拡大ないしは立法論を交えて検討する。

第1章 仮想通貨の概説

本章では、仮想通貨とは何かについて検討する。第1節において、仮想通貨が法定通貨やいわゆる電子マネー等とは異なる独自の支払手段として成り立つシステム(以下、「仮想通貨システム」という)の要点を概観し、仮想通貨システムのうち、どのような仕組みが税法上問題となるかについて明らかにする¹⁸。第2節においては、仮想通貨とその他決済手段との差異を明らかにする。その他支払手段との比較を通じて仮想通貨の特殊性を抽出することによって、仮想通貨と呼ばれるものがその他支払手段とは異なる新たな概念であることを明らかにする。

¹⁴ ここでいうコインベース(coinbase)とは、新規発行したマイナーに対する報酬としての coinbase トランザクションに由来するものであり、ビットコインウォレットを提供する Coinbase (<http://www.coinbase.com>)とは、無関係である(2017年11月29日最終閲覧)。

¹⁵ たとえば、伊藤・前掲注8)151頁、土屋・前掲注8)69頁、安河内・前掲注8)358頁。

¹⁶ アルトコインとは、ビットコイン以外の仮想通貨を意味する。

¹⁷ したがって、Ripple等のマイニングを必要としない仮想通貨は、本稿の検討対象外となる。

¹⁸ もっとも、本稿は、仮想通貨と税法の接点を探る論文であるため、仮想通貨システム全体を詳細に検討することはできない。そのため、仮想通貨システムの説明については、不足や濃淡が生じることとなるがお許しいただきたい。

が、これらの鍵を用いて銀行の口座番号にあたる仮想通貨アドレス²⁷を生成することで、仮想通貨の受払を行うことができる²⁸。なお、ウォレットと個人との紐づけに比して、ウォレットと仮想通貨アドレスとを紐づけることは更なる困難を極める。なぜならば、仮想通貨アドレスは、全くのランダムで生成されており、仮想通貨アドレスには何らの個人情報も含まれていないからである。加えて、銀行等の金融機関の場合、個人は、原則として金融機関ごとに1つの口座しか開設することができないが、仮想通貨の場合、ユーザーは、仮想通貨アドレスをほぼ無制限に作成することができる²⁹。仮想通貨アドレスをほぼ無制限に作成できるということは、ユーザーが、取引毎に異なる仮想通貨アドレスを用いて取引を行うことができるということであり、仮に個人が、あるウォレットにおける仮想通貨残高や取引記録を把握しようとする場合には、当該ウォレットが作成した無数の仮想通貨アドレスを確認しなければならないということになる。結果として、次に述べるように仮想通貨を用いた取引は全て公開されているにもかかわらず、匿名性³⁰の高い取引を実現させている。

次に、実際に取引を行う場面についてみていく。仮想通貨システムは、peer-to-peer 型ネットワーク(以下、「P2P ネットワーク」という)を基礎に成立している。P2P ネットワークとは、すべてのネットワーク参加者が平等・同等の立場であり、ネットワークサービスを提供する負荷を、全ての参加者で分担するネットワークである³¹。そのため、ここには、中心となるサーバーも、中心を持ったサービスも、ネットワーク内の階層も存在せず³²、仮想通貨の発行や取引の承認は、このネットワークの参加者によって賄われることとなる³³。

各送金取引については、P2P ネットワークを通じて全世界にブロードキャストされ、当該取引が適正³⁴なものか検証され、承認を受けることで成立する。なお、各送金取引の承認

²⁷ ビットコインの場合は、無作為な、1または3から始まる 27～34 文字の英数字から構成されている。

²⁸ 仮想通貨アドレスが生成される流れとしては、ウォレットにより秘密鍵が作成され、そしてその秘密鍵をもとに公開鍵が生成され、最後に、公開鍵からビットコインアドレスが生成される(アントノプロス・前掲注 19)69 頁)。なお、この作業は、ウォレットが行ってくれるため、ユーザーへの負担はほとんどないと言ってよい。

²⁹ 仮想通貨アドレスを生成するための根源となるものは秘密鍵であるが、階層的決定性ウォレットとよばれるシステムを採用しているウォレットを用いることで、この秘密鍵自体を無制限に生成することができる(アントノプロス・前掲注 19)92 頁、95 頁)。結果として、ユーザーが生成できる仮想通貨アドレスも無制限となる。

³⁰ ここでいう匿名性とは、個人と当該アドレスとを紐づけることの困難さを意味する。

³¹ アントノプロス・前掲注 19)147 頁、ナラヤナンほか・前掲注 20)139-140 頁。

³² アントノプロス・前掲注 19)147 頁。

³³ P2P ネットワークであるがゆえに仮想通貨の安全性を危惧する声もあるが、たとえば、ビットコインについては、偽造防止として「公開鍵暗号」および「暗号的ハッシュ関数」を用いていることで、偽造の危険に対処している。アントノプロス・前掲注 19)68-69 頁によれば、これらの暗号を解くために用いられる関数は、「一方行への計算は簡単である」のに対して、「逆方向への計算は現実的な時間では不可能」とされている。ビットコインの場合、秘密鍵から公開鍵を、公開鍵からビットコインアドレスを生成するのに暗号が用いられており、その結果、「偽造不可能なデジタル署名の生成」が可能となるため、システムの堅牢性が担保されることとなる。

³⁴ ここでいう「適正」とは、仮想通貨が偽造・複製されていたり、二重使用がなされていたりしないということの意味する。

ため、従来の銀行取引と比してプライバシー保護が緩くなる可能性がある⁴²。仮に匿名性が担保されていない場合、仮想通貨で給与の支給や日々の決済を行っている企業であれば、各人の給与額は、同僚や友人に筒抜けとなり、不快な思いをする人が出てくるだろう⁴³。また、これまで取引関係のなかった業界や企業との大型取引を行っていることが明らかとなれば、何らかの新製品の発売や新規事業を開始することが従来よりも早く競合他社に知られてしまうリスクも生じるであろう⁴⁴。このことから、従来の銀行と同程度のプライバシー保護を仮想通貨に求めることは、何ら不自然なことではない。

そもそも、現状のように仮想通貨が一定の匿名性を有していようと、仮想通貨取引所やオンラインウォレットの提供者等は、業務の性質上、ユーザーのウォレットにいくらの仮想通貨(どれだけの仮想通貨アドレス)が紐づけられているかを把握できている。これは、銀行が我々の預金口座にどれだけの預金があるかを把握しているのと全く同じである。したがって、仮想通貨が匿名性を有しているからといって、特段問題が生じるとは考え難い。課税の局面においても、仮想通貨交換業者に代表されるウォレットおよび取引所の提供者の協力を得ることができれば、個人の有する仮想通貨の動きを捕捉することは、十分に可能であると考えられる。

2 マイニングの詳説

以下では、マイニングについて検討する。前述の通り、マイニングとは、通貨の新規発行および不正な取引からシステムを保護し、適正な送金取引を承認するという2つの効果を有する行為であり⁴⁵、仮想通貨システムを安定的に運営していくうえで非常に重要な作業である。ここで疑問が生じるのは、なぜP2Pネットワークにもかかわらず、マイナーは不正を行わないのかという点である。中央管理者がないのであれば、不正を行うことは比較的たやすいことであり、マイナーが自己の利益を最大化する手段として考え得るものの1つであろう。そこで、まず、マイニングに関する一般的な事項を確認し、その後、なぜマイナーが不正を行わず、「信頼される第三者」としてマイニングを行うのかについて検討する。

2.1 マイニングを行うために――準備・インセンティブ

ここでは、マイニングを行うために必要となるものおよびマイナーがマイニングに参加するインセンティブについてみていく。

既述の通り、マイニングを行うためには、仮想通貨のP2Pネットワークに参加する必要がある。そして、マイニングを行うために必要となるものとしては、極論すれば、マイニングを行うための機器(マイニングマシン)、マイニングマシンを設置するスペースおよび電

⁴² ナラヤナン・前掲注20)250頁。

⁴³ ナラヤナン・前掲注20)251頁。

⁴⁴ 同上。

⁴⁵ アントノプロス・前掲注19)183頁。

気代だけである。マイニングマシンとは、仮想通貨のマイニング用にチューニングされたコンピュータ等の計算機器であり、たとえば、ノートパソコンやスマートフォンといった一般的な機器から、スーパーコンピュータ等の専門的な機器まで、幅広くマイニングマシンとして用いることができる⁴⁶。何をマイニングマシンとして用いるか、マイニングマシンをどれだけ用意するか等は、マイナーがマイニングを行うことに対してどれだけの価値を見出しているかに依存する。ビットコインの価値(人気)が急騰している今日においては、ビットコインをマイニングするためだけに、数千台の高性能なマイニングマシンが並べられたマイニング専門の施設(マイニングファーム)を設ける企業や組織もあれば⁴⁷、価値(人気)があまりない仮想通貨を個人のスマートフォンでほぼそとマイニングする者もある。本稿執筆時点までには、一個人が、新たにビットコインマイニングに参入することを勧めない見解も見られる⁴⁸。もっとも、仮想通貨全般でいえば、必ずしも個人に勝機がないわけではない。マイニング時点では、あまり価値のない仮想通貨であったとしても、ビットコインのように何千倍にも価値が膨らむ可能性もあるからである。

多種多様な仮想通貨マイナーがマイニングを行うインセンティブは、偏に利益の獲得である。利益が獲得できないのであれば、マイニングマシンを用意したり、多額の電気代等を投じたりはしないであろう(電気代等が多額になる理由は後述する)。マイナーは、マイニングに成功する、すなわち、後述する計算競争(マイニングレース)に勝利することで2種類の報酬を獲得することができるのである。2種類の報酬とは、コインベース報酬および送金手数料である⁴⁹。コインベース報酬とは、マイニングによって新規に発行される仮想通貨であり、送金手数料とは、個々の送金取引において、送金者からマイナーに支払われる手数料である。ビットコインの場合、2017年現在においては、マイナーの受け取る報酬額の割合でいえば、コインベース報酬が約99%を占めるが⁵⁰、半減期⁵¹を経過していくごとにこの比率は下がり、最終的には、送金手数料が100%となる⁵²。したがって、半減期を採用している仮想通貨の場合、マイニングに対するインセンティブは、徐々に送金手数料に移行することとなる。

⁴⁶ 個人向けのマイニングマシンも販売されており、自前のコンピュータに外付けするタイプのUSBメモリ等であれば数千~数万円、マイニングマシン一式であれば、約20万円から購入可能である。

⁴⁷ 岩村充『中央銀行が終わる日ビットコインと通貨の未来』(新潮社・2016)133頁によれば、ビットコインマイニングは、完全に産業化されており、電気代の安価な国に立地した設備で大量の電気を消費しながら操業する「工場」がビットコインマイニングの主流となっている。また、大塚雄介『いまさら聞けないビットコインとブロックチェーン』(ディスカヴァー・トゥエンティワン・2017)133頁によれば、マイニング用のコンピュータは、24時間・365日フルパワーで活動させる必要があり、そのため、寒い地域の体育館等を借り切り、安価なサーバーを大量に用いて常時稼働させる方式をとっている。結果として、マイニングは、人件費の安価な中国、寒冷地であるアイルランドや電気代が非常に安価なサウジアラビアなど、一部の地域に限定されるとしている。

⁴⁸ たとえば、ナラヤナン・前掲注20)196頁。

⁴⁹ アントノプロス・前掲注19)183頁、ナラヤナン・前掲注20)197頁。

⁵⁰ アントノプロス・前掲注19)184頁、ナラヤナン・前掲注20)197頁。

⁵¹ 半減期とは、一定期間ごとに、マイニングによって新規発行される仮想通貨が減少していくルールである。仮想通貨毎に異なるが、最終的には仮想通貨の新規発行が行われなくなる場合がある。ビットコインの場合には、2140年に新規発行が行われなくなる。

⁵² アントノプロス・前掲注19)184頁。

2. 2 マイニングの実体と不正を防ぐ仕組み

マイニングとは、仮想通貨の新規発行および送金取引の承認を行う行為であるが、マイニングという行為が実際に行っていることは、未だ承認されていない取引を自身の作成したブロックのなかに取り込み、作成したブロックを有効にする計算問題を解くことである⁵³。作成されたブロックは、1つ前のブロックへのリンクを持っており、1つ前のブロックを参照する形で「後ろ向きに」つながられている(ブロックチェーン)⁵⁴。最初のブロックを土台として、順々にブロックが垂直に積み重ねられるイメージである⁵⁵。

ビットコインの場合、マイニングは、およそ10分ごとに行われるが⁵⁶、いずれの仮想通貨システムにおいても、最も速く問題を解いたマイナーが勝者となる。もっとも、ここで解かなければならない計算問題は、人間の手計算で10分以内に解けるようなものではなく、計算機器(マイニングマシン)を用いて莫大な計算を行う必要があるため⁵⁷、マイニングレースに勝利できるかは、性能の高いマイニングマシンをどれだけ用意できるか、すなわち、如何に計算量を投下できるかに依存する。勝者となったマイナーは、コインベース報酬および自身が作成したブロックに含まれる送金手数料を獲得することができる。なお、コインベース報酬の帰属先を自分以外のマイナーにすることも可能である⁵⁸。

ところで、マイニングが利益を獲得する方法であるならば、マイニングに関する不正が生じるのが世の常である。考えられる不正としては、たとえば、ブロックの改ざんおよび仮想通貨の二重使用が挙げられる。二重使用とは、一度使用した(他者に移転した)仮想通貨を再度自分のものとして使用することである。仮想通貨の二重使用を行うためには、意図的にブロックチェーンを分岐(フォーク)させればよい。具体的には、自分が送金した記録が組み込まれているブロックよりも以前のブロックから本流とは異なる新たなチェーンをのばしていくのである。

これに対して、仮想通貨システムは、主として2つの仕組みを採用することで、不正の発生を防いでいる。その仕組みとは、1つは、**Proof of work(POW)**または**Proof of stake(POS)**というコンセンサスアルゴリズムを採用することであり、いま1つは、前述のブロックチェーンの有する自浄作用である。

まず、コンセンサスアルゴリズムについて説明する。**POW**とは、「多大な労力を費やした証拠」⁵⁹と訳されることもあり⁶⁰、端的に言えば、マイニングを行うにあたって、莫大な

⁵³ ナラヤナン・前掲注 20)197 頁。

⁵⁴ アントノプロス・前掲注 19)169 頁。

⁵⁵ 同上。なお、最初のブロックから最後のブロックまでの距離を表現するのに“height”という用語を用い、新たに追加されたブロックは、“top”または“tip”という用語で表現される(アントノプロス・前掲注 19)169 頁)。

⁵⁶ 他の仮想通貨については、マイニングが行われる頻度がおおよそ10分に1回でない場合もある。

⁵⁷ 岡田ほか・前掲注 20)57 頁。

⁵⁸ 詳細については、ナラヤナン・前掲注 20)200-201 頁参照。なお、このような仕様であるため、後述するマイニングプールの組成が容易となる。

⁵⁹ 岡田ほか・前掲注 20)40 頁。

⁶⁰ 直訳すれば、「仕事の証明」である。

負担(たとえば、マイニングマシンや電気代等)をマイナーに負わせる仕組みである。一方で、POS とは、直訳すれば、「出資の証明」であり、「大きな額の通貨を支配していることを示せる人が楽にマイニングできる」⁶¹ようにする仕組みである⁶²。マイナーにこのような重い負担を強いることは、マイナーが誠実に行動する誘因となる。なぜならば、マイナーが不正を働くことにより当該仮想通貨に対する信頼が失墜すれば、当該仮想通貨の価値も下落するからである。価値が乏しい通貨を得るために不正を行うことはリスクに見合わないため、結果として、上記コンセンサスアルゴリズムは、マイナーが不正を行うことを防ぐために機能するといえる。

次にブロックチェーンの有する自浄作用について説明する。ブロックチェーンがフォークした場合、マイナーは、フォークしたチェーンのうち最も長いチェーンをのぼすように行動する⁶³。なぜならば、最長のチェーンとそれより短いチェーンとの間に一定以上の差がついた場合、短いチェーンは破棄されることとなるからである⁶⁴。チェーンが破棄された場合、当該チェーンを構成するブロックを作成したマイナーについては、報酬を受けることができなくなる⁶⁵。なお、ビットコインの場合、一般的には、送金取引が含まれるブロックの後に6つ以上のブロックがつながられると、当該取引はフォークによる書き換えを受けない安定的な状態となると考えられており⁶⁶、また、当該ブロックの後に100ブロックつながられると、「極めて安定的になり、このブロックに格納されている coinbase トランザクション(引用者注：本稿でいう「コインベース報酬」)を使えるようになる」⁶⁷。なお、仮想通貨の種類によっては、100ブロックとは異なる地(時)点にコインベース報酬が使用可能となる基準を置いている可能性もあるが、以下、本稿でこの点について触れる際には、ビットコインが採用している100ブロックという基準を前提とする。

二重使用を行うために意図的にブロックチェーンをフォークさせた場合、悪意のマイナーは自身のフォークさせたチェーンをのぼそうとするが、その他マイナーたちは、自己の利益のために最も長い本流のチェーンをのぼす。時間の経過とともに本流と分流との間の差が開き、最終的には、悪意のマイナーがフォークさせた分流のチェーンが破棄されることとなる。

以上のような仕組みによって、マイニングに関する不正の発生が防ぎ、仮想通貨システム上で行われる送金取引の正当性が担保されている。

⁶¹ ナラヤナン・前掲注 20)351 頁。

⁶² POS については、多義的に用いられているきらいがあるが、本稿では、ナラヤナン・前掲注 20)で示されている意味で理解する。

⁶³ アントノプロス・前掲注 19)213 頁。

⁶⁴ bitFlyer 「ビットコイン用語集」(<http://bitflyer.jp/ja-jp/glossary/fork>)(2018年1月8日最終閲覧)。

⁶⁵ 同上。

⁶⁶ アントノプロス・前掲注 19)170 頁。

⁶⁷ 同上。

もって表示されていることが多いことから⁷⁹、電子マネーは、「通貨建資産」(同法2条6項)に該当すると考えられる⁸⁰。このことから、電子マネーの本質は、法定通貨という「決済手段の電子化」⁸¹にあると言える。電子マネーは、前払式支払手段であるから、当該デジタルデータの有する「価値」は、事前に支払った法定通貨の額面価格と等価である。

もっとも、電子マネーの財産的価値は、国家によって保証されているわけではなく⁸²、当該電子マネーの発行者に依存している(裏付けられている)ことに留意されたい⁸³。

他方で、仮想通貨は、その財産的価値を裏付ける機関が存在せず、当該仮想通貨と法定通貨とは変動相場となっている。したがって、仮想通貨は、電子マネーのような単なる「決済手段の電子化」ではなく、法定通貨とは異なる決済手段であるといえる。

3 外国通貨との差異

外国通貨とは、本邦通貨(日本銀行券および貨幣)以外の通貨のことであり(外為法6条1項4号)、外国における法定通貨を意味するものであるとされている⁸⁴。もっとも、同号では、単に「本邦通貨以外の通貨」と規定されるにとどまっていることから、文理解釈上は、仮想通貨も「外国通貨」に該当する可能性があると考えられる。

この点につき、内閣は、まず、外為法6条1項における「通貨」を「強制通用力のある銀行券、政府紙幣又は硬貨」と定義したうえで、ビットコインは、外国通貨に該当しないと解している⁸⁵。しかしながら、外為法における「通貨」の定義が明文化されていないため問題となる。

たしかに、貨幣法2条3項は、「通貨」の定義を置いているが、同条「第1項に規定する通貨」に係る定義を与えているに過ぎない。一方で、民法402条における通貨は、「強制通用力のある貨幣(硬貨および紙幣)」であると解されている⁸⁶。このことは、同法1項および

⁷⁹ なお、いわゆる電子マネーの一部には、独自の単位を採用しているように見えるものもあるが、当該電子マネー1単位=1円のように固定されていることがほとんどである。したがって、独自の単位を採用しているように見えるだけで、本質的には「円」で表示されているのと何ら変わらないと解しても差し支えないだろう。

⁸⁰ 吉村典久「通貨と租税」金子宏監修・中里実ほか編集代表『現代租税法講座第2巻家族・社会』(日本評論社・2017)322頁。

⁸¹ 岡田ほか・前掲注19)8頁によれば、「決済手段の電子化」とは、利用者の保持する証票、電子機器その他の物に記録されたデジタルデータ自体が「価値」を有する場合等のように、有体物以外のものが決済に用いられることをいうようである。

⁸² 渡部和雄「電子マネーと仮想通貨の現状と課題」金融ジャーナル55巻7号(2014)20頁。

⁸³ 仮にある電子マネーの発行者が倒産等した場合、当該電子マネーという「決済手段」が利用停止となることが考えられる。この場合、電子化された通貨の価値を失うこととなる。もっとも、電子マネーのような前払式支払手段については、資金決済法14条(発行保証金の供託)から20条(保有者に対する前払式支払手段の払戻し)までによる利用者保護の規定があるため、電子マネー利用者は、一定程度残額の払戻しを受けることができる。

⁸⁴ 吉村・前掲注80)317頁。

⁸⁵ 内閣参質186第28号平成26年3月7日

(<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/186/touh/t186028.htm>)(2017年9月21日最終閲覧)。

⁸⁶ 我妻榮ほか『我妻・有泉コンメンタール民法—総則・物権・債権—〔第4版〕』(日本評論社・2016)711

2 項においては単に「通貨」という文言が用いられているのに対し、3 項では、「外国の通貨」という文言が用いられていることから確認することができる。

したがって、外為法上の通貨とは、以下のように理解され得る。すなわち、特別に定義される場合を除いては、通貨とは、強制通用力をもつものであり、当該強制通用力がいずれの国によって付与されたのかは問われないものである。

以上の理解に基づけば、内閣が示したように、ビットコインに代表される仮想通貨は、強制通用力をもつものではないため、外為法上の外国通貨には該当しない。

第 2 章 マイニングと所得税法

第 1 節 問題提起

日本の所法は、包括的所得概念に立脚しており⁸⁷、いかなる源泉から生じた所得であるかを問わず課税の対象としている⁸⁸。

日本の所法が包括的所得概念を採用している以上、財産的価値(資金決済法 2 条 5 項)である仮想通貨の獲得等についても、いずれかのタイミングにおいて収入を構成すると考えるのが妥当であると思われる。しかしながら、収入を構成する時期および行為については、十分な検討・整理がなされておらず、未解決な点が多いのが現状である。

筆者は、仮想通貨に関する収入を構成し得る行為は、大別して 2 つに分類できると考えている。1 つは、マイニングにより仮想通貨を獲得することであり、いま 1 つは、仮想通貨を使用することである。後者については、ある仮想通貨をその他仮想通貨または法定通貨と交換する場合および支払手段として物またはサービスと交換する場合を想定している。

これらのうち、本稿が検討対象としている仮想通貨固有の問題と思われるのは、マイニングに関する所得課税の問題である。なぜならば、マイニングは、所法に対して 2 つの問題を提示するからである。1 つは、そもそも収入を認識できるかであり、いま 1 つは、収入が認識できたとして、それが所得分類上、何所得に該当するのかという問題である。そこで、本稿ではマイニングに係るこれらの問題について検討する。

ところで、マイニングのメカニズムおよび役割については前述の通りであるが、マイニングによるコインベース報酬の獲得と送金手数料の獲得とは、所法上、区別して扱われる必要があると考える⁸⁹。なぜならば、所法上重要な概念である「権利の確定」を観念し得るか否かが異なるからである。

送金手数料とは、マイニングという、送金取引を成立させるために必須の作業をしてく

頁。

⁸⁷ このことは、一時所得(所得税法 34 条)および雑所得(35 条)という所得分類が設けられていることから見て取れる。

⁸⁸ 金子宏『租税法〔第 22 版〕』(弘文堂・2017)187-188 頁。

⁸⁹ 先行研究のなかには、必ずしも区別して扱っていないものがある。

れたマイナーに対して送られる手数料であり、送金者は、当該手数料を支払うか否か、いくら支払うかを任意に設定することができる⁹⁰。もっとも、送金手数料を付与しない場合は、取引がブロックに含まれるのが後回しにされ、最悪の場合、取引自体が無効とされるため、多くの取引で手数料が付されている。

当該手数料の移転は、アルゴリズムによって行われるため、送金者とマイナーとの契約によって成立するのではない。しかし、当該手数料の支払いは、送金取引を成立させるうえで、ほぼ不可欠な要素であることから、送金者とマイナーの間には、事実上の契約、すなわち、黙示の意思表示があったと解して、「権利の確定」を觀念し得ると思われる⁹¹。

一方で、コインベース報酬の獲得は、一見すると、原始取得(民法 239 条等)に類似している。しかしながら、仮想通貨自体は有体物ではなく、「物」⁹²には該当しないと思われることから(民法 85 条)⁹³、現行民法上、仮想通貨は所有権の対象とならないと考えられている⁹⁴。したがって、コインベース報酬の獲得を原始取得と同視すべきではない。また、仮想通貨には、特定の発行者が存在しないことから、特定の者に対する債権⁹⁵には当たらないと考えられている⁹⁶。以上のことから、マインニングによるコインベース報酬の獲得については、「権利の確定」を觀念できるかという点で疑義が生じる。

そこで、本章では、第 2 節において、コインベース報酬が、「収入すべき金額」に該当することを明らかにしたうえで、コインベース報酬に係る収入の認識時期の特殊性を示す。

⁹⁰ ナラヤナン・前掲注 20)187 頁。

⁹¹ 中田裕康『債権総論 [第 3 版]』(岩波書店・2013)20-23 頁によれば、債権の発生原因は、大別すれば(1)法律行為、(2)法律の規定、および(3)信義則(社会的接触関係)の 3 つであり、仮想通貨ネットワークにおける送金手数料の支払いは、上記 3 つの発生原因には該当しないように思われる。しかしながら、民法が私的自治の原則に立脚していることに鑑みれば、仮想通貨の存在を前提としない現行民法の枠組みでは債権の発生を觀念できないとしても、少なくとも送金者が自発的に当該手数料の支払いを行っていることから、契約があったと同視する余地があろう。

⁹² 河上正二『民法総則講義』(日本評論社・2007)204-210 頁では、物権の客体たる物の要件として、①有体性、②排他的支配可能性、③非人格性、および③独立性・単一性・特定性の 4 つが挙げられている。

もっとも、いくつか例外もあり、たとえば、「物」以外で物権の客体となる場合として、知的財産権の場合および債権の場合があると指摘されている(大村敦志『民法読解総則編』(有斐閣・2009)255 頁)。

⁹³ 物権の客体が有体物に限られる所以は、「民法制定の当時には、人が排他的支配を及ぼせるのは有体物だけであると考えられた」からであり(佐久間毅『民法の基礎 2 物権』(有斐閣・2006)12 頁)、有体物でなくとも、「法律上の排他的支配可能性」があれば、「有体物」と解してよいとするのが従来の通説の見解であった(我妻榮『新訂民法総則(民法講義 I)』(岩波書店・1965)201-202 頁)。

しかし、近年では、「有体物」であることを重視する見解が多く見られる(たとえば、四宮和夫=能見善久『民法総則 [第 8 版]』(弘文堂・2010)158-159 頁、河上・前掲注 92) 204 頁、加藤雅信『新民法体系 I 民法総則 [第 2 版]』(有斐閣・2005)175 頁参照)。このことから、最近の「議論の流れとしては、現行民法が明文をもって『有体物』としていることを重視する傾向」にあると考えられている(鈴木尊明「判批」新・判例解説 Watch19 号(2016)61 頁)。

⁹⁴ 末廣裕亮「仮想通貨の私法上の取扱いについて」NBL1090 号(2017)68 頁、武内斉史「仮想通貨(ビットコイン)の法的性格」NBL1083 号(2016)10 頁。

⁹⁵ 民法上、債権の定義は明文化されていないが、債権を「特定人(債権者)が特定の義務者(債務者)をして一定の行為(給付)をなさしめ、その行為(給付)のもたらす結果ないし利益を当該債務者に対する関係において適法に保持しうる権利」(奥田昌道『債権総論 [増補版]』(悠々社・1992)3 頁)と考えるのが、通説的な見解であるとされている(中田・前掲注 91)14-15 頁)。

⁹⁶ 末廣・前掲注 94)68 頁。

基準を用いて当該収入を課税の対象とすることがある¹⁰⁶。

管理支配基準とは、「収入を受取る権利が法的に確定していないにもかかわらず」¹⁰⁷、既に収入を「収受し、所得の実現があったとみることができる状態が生じたときには」、当該収入を「その時期の属する年分の収入金額として」課税対象とする基準である¹⁰⁸。この基準は、「受け取った収入に現実の管理支配が及んでいることを理由に」、当該収入を 36 条 1 項の「収入すべき金額」とする¹⁰⁹。なお、ここでいう「現実の管理支配が及んでいる」場合とは、収入を受取った者が、当該「収入を相手方に返すことはほとんどありえず、自分の所得として自由に支配し、処分できるような場合」であると考えられている¹¹⁰。したがって、利得が納税者の支配下に入ったという意味で管理支配の有無を判断する場合には、経済的な視点が必要とされる¹¹¹。もっとも、経済的な審査を重視し、管理支配基準の適用範囲がいたずらに拡張される場合は租税法律関係を不安定にするおそれがあるため、適用の範囲を安易に広げるべきではないとされている¹¹²。このような指摘は、「所得課税については、原則として、私法上発生した法律効果により生ずる経済的利得を対象として課税がなされるのであり、〔中略〕経済的効果は基本的に私法によって(法律効果として)もたらされるという点を無視して、課税関係を考えるわけにはいかない」¹¹³という見解に立脚したものである。実際、判例において管理支配基準が適用されたのは、「権利のない収入」および「違法な収入」についてだけであり、非常に限定的に用いられている¹¹⁴。なお、前者についてより詳細に述べれば、「権利のない収入」とは、後に権利の存否が確定するものの、その確定以前に得た収入のことである¹¹⁵。

しかしながら、仮想通貨の出現は、管理支配基準の適用範囲について一石を投じる。すなわち、コインベース報酬の獲得のような、違法ではないが元来「権利確定」を観念できない収入について管理支配基準を適用できるかという問題である。先行研究のなかには、

¹⁰⁶ 佐藤英明『スタンダード所得税法〔第2版〕』（弘文堂・2016）252 頁。

¹⁰⁷ 佐藤・前掲注 106)249 頁。

¹⁰⁸ 最判昭和 53 年 2 月 24 日民集 32 卷 1 号 43 頁。なお、このことを裏から言えば、未だ収受していない権利のない収入および違法な収入については、たとえ当該収入が発生する履行期が到来したとしても、現実に収受されない段階においては、課税対象となる所得を構成しないこととなる(最判昭和 46 年 11 月 9 日民集 25 卷 8 号 1120 頁)。

¹⁰⁹ 佐藤・前掲注 106)251 頁。

¹¹⁰ 佐藤・前掲注 106)249 頁。

¹¹¹ 渡辺徹也「判批」別ジュリ 228 号 125 頁。もっとも、最判昭和 52 年 2 月 24 日民集 32 卷 1 号 43 頁(仙台家賃増額請求事件)の判批である渡辺・前掲注 111)125 頁は、「管理支配基準にも法的な視点が内在していること」に言及し、「管理支配基準に内在する法的な視点が、権利確定主義と同じほど明確といえるのかは疑問であり、リーガル・テストとしての信頼性は高くない」としている。

¹¹² たとえば、金子・前掲注 88)296 頁、渡辺・前掲注 111)125 頁。

¹¹³ 中里実「法人税における時価主義」金子宏編『租税法の基本問題』（有斐閣・2007）455—456 頁。

¹¹⁴ いくつかの教科書・体系書の類を閲覧しても、管理支配基準の適用例としては、「権利のない収入」および「違法な収入」の 2 つしか挙げていない。金子・前掲注 88)296 頁、佐藤・前掲注 106)248—251 頁、岡村ほか・前掲注 100)88—89 頁など。

¹¹⁵ たとえば、最判昭和 52 年 2 月 24 日民集 32 卷 1 号 43 頁(仙台家賃増額請求事件)、最判昭和 60 年 4 月 18 日月報 31 卷 12 号 3147 頁(知事の許可を得る前に農地の譲渡を行った事件)。

なぜならば、ビットコインの場合、ブロックチェーン技術の仕様によりマイニング成功後 100 ブロックが生成されない限り(およそ 16 時間)、コインベース報酬を他者に移転することができないからである(第 1 章第 1 節 2. 2)。他者に移転することができなければ、「自分の所得として自由に支配し、処分できるような場合」とは言い難い。したがって、マイニング成功時点ではなく、マイニング成功後 100 ブロックが生成され、他者に移転できるようになった時点において初めて「現実の管理支配が及んでいる」と解するべきである。

このように解すると、マイニングという 1 つの行為により生じたコインベース報酬と送金手数料とで収入の認識時期が異なることとなるが、16 時間という時間差から日を跨ぐ蓋然性が高いことを考慮すれば妥当な見解といえよう。日を跨ぐということは、事業年度も変わり得るし、価格変動の大きさから納税資金が十分に担保されないという問題も生じ得るからである。

以上の検討から、コインベース報酬の獲得については、「現実の管理支配が及んでいる場合」をマイニング成功後、100 ブロックが生成された時点とし、その時点で管理支配基準を適用することで収入を認識するものと解すべきである。他方で、送金手数料については、権利確定を観念し得ることおよび他者への移転に係る時間的制約がない(100 ブロックの生成を待つ必要がない)ことから、マイニング成功時点に収入を構成するものと解すべきである。

第 3 節 仮想通貨と所得税法 36 条 2 項

仮想通貨は、金銭ではないことから、その経済的な利益の価額は、時価で評価される(所法 36 条 2 項)。しかしながら、仮想通貨の「時価」をどの時点に見出すかについては、収入を認識する時点の差異により仮想通貨と円貨との売買相場も変化するため問題となる。

そこで、まず、仮想通貨一般における時価をどの時点に見出すかについて検討し、次に、コインベース報酬および送金手数料の時価について検討する。なお、この問題を検討するにあたっては、インセンティブ報酬としての株式をもってする報酬(以下、「株式報酬」という)のような現物給与(フリンジ・ベネフィット)の時価評価¹²⁰および外貨建取引の換算(同法 57 条の 3)を参考とする。これらを参考とする理由としては、前者については、たとえば、譲渡制限付株式による株式報酬に係る収入を認識するにあたっては、恣意性が介在しにくい一方で(所令 84 条 1 項)、特段の制約がなければ、当該株式を任意の時点で売却できるという点が仮想通貨のサイクルと類似すると考えられるからである¹²¹。仮想通貨についても、マイニングによる報酬がいつ「収入すべき」状態となるかは、仮想通貨システムの仕様依存するところである一方で、獲得後は、任意のタイミングで使用(売却)することができる。

¹²⁰ ここでは、上場されている株式を検討対象とする。

¹²¹ もっとも、株式報酬には、株式を取得したり、株式を売却したりするのに期限が設けられている場合等がある。この点については仮想通貨とは異なる性質を有する点に注意が必要である。もっとも、収入を認識する時点に係る検討を行うにあたっては、株式報酬の例を参考とすることは特段問題ないものと思われる。

後者については、仮想通貨の価値は、円換算で「収入すべき金額」と認識されることから、円貨と外貨における交換レートの問題と類似すると考えられるからである。

法的な議論に立ち入る前に、金融商品市場と外国為替市場の仕組みについて簡単に言及しておきたい。日本には数多の証券会社が存在するが、実際取引が行われているのは基本的に金融商品取引所であり(金商法2条16項)¹²²、金融商品取引所では、オークション方式によって取引が行われていることから、どの証券会社を経由して取引を行ったとしても、各取引所における株式価格は同じ価格となる¹²³。

一方で、外国為替については、東証のような専用の取引所は存在せず、世界中の各金融機関が電話や電子機器を介して取引を行っているだけであり、これらを総称して外国為替市場と呼んでいるにすぎない。そのため、どの金融機関を通じるかによって多少取引価格に差異が生じる¹²⁴。

次に、法制度について検討していく。株式報酬は、現物給与の一種であるが、株式引受権またはそれに相当する権利の付与¹²⁵とストック・オプションとがあるとされている¹²⁶。両者の収入認識時期は異なるものの、いずれも「日における価額」とされている¹²⁷。課税庁の理解によれば、「制限が解除された日における価額」および「その行使日における価額」とは、原則としては、当該株式の最終の価格であり、2以上の金融商品取引所に同一銘柄の株式が存在する場合には、それらのうち、最も高い終値が時価となる(所基通23～35共5の4(1)、23～35共－9(1))。

一方で、現行所法上、居住者が、外貨建取引¹²⁸を行った場合には、当該外貨建取引の金額の円換算額は、当該外貨建取引を行った時における外国為替の売買相場により換算した金額とされている(同法57条3項)。課税庁の理解によれば、ここでいう「外貨建取引を行った時における外国為替の売買相場」とは、原則としては、その取引を計上すべき日における対顧客直物電信売相場(以下、「TTSレート」という)と対顧客直物電信買相場(以下、「TTBレート」という)の仲値(以下、「TTMレート」)である(所基通57の3－2)。したが

¹²² 日本においては、東京証券取引所(以下、「東証」という)が有名であり、外国においては、ニューヨーク証券取引所等がある。

¹²³ 証券会社によって手数料が異なる場合があるが、証券自体の価格は変わらない。

¹²⁴ たとえば、1ドル110円10銭～13銭のように示されている。もっとも、どの金融機関を通じても、基本的にはほぼ同じ取引価格に収斂するとされおり、新聞報道などで示される終値等は、日本銀行によるサンプル調査を参考としている。

¹²⁵ 金子・前掲注88)234頁によれば、①停止条件付株式引受権(ストック・アワード)、②譲渡制限付株式引受権(リストラクテッド・ストック・ユニット)、および③転換日と譲渡制限の両方が付された株式引受権に相当する権利の3種類があり、いずれも無償で外国親会社の株式を取得することのできる権利である。

¹²⁶ 金子・前掲注88)233頁。

¹²⁷ なお、前者については、その種類によって収入の認識時期は異なっているものの、株式引受権またはそれに相当する権利の付与およびストック・オプションによる収入金額は、当該特定譲渡制限付株式または承継譲渡制限付株式の譲渡についての制限が解除された日における価額と(所得税法施行令84条1項)、当該権利の行使により取得した株式のその行使日における価額から一定の金額を控除したものとされている(同法施行令84条2項)。

¹²⁸ 外国通貨で支払いが行われる資産の販売及び購入、役務の提供、金銭の貸付け及び借入れその他の取引を意味する。

って、原則としては、同日別時刻に幾度か外貨建取引を行ったとしても、何時の時点において当該取引が行われたかという点は捨象され、そこで支払われた外貨の円換算額は、その日の TTM レートに収斂するということとなる。

裁判例においても、株式報酬および外貨建取引の換算に係る通達の理解を是とするものが散見される。たとえば、株式報酬として外国法人から受け取った株式に係る給与等の収入すべき金額の算定方法について争われた裁判例¹²⁹がある。そこでは、所得税法 36 条 2 項は、「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額について、時価によることを定めたものであると解」したうえで、時価とは、「事後的な判断基準として用いられるため、課税の公平を確保する観点からは、一定の客観的な基準によって認定された価額であることが要請されるところ、証券取引所に上場されている株式の公表されている価額は、市場を通じた不特定多数の当事者間の自由な取引によって成立した客観的なものであり、当該取引日の終値は一般に時価として広く認識され利用されていることから、これを時価とみるのが合理的である」とする¹³⁰。そして、「本件各株式報酬に係る給与等の収入すべき金額を算定するに当たって採用すべき為替レートについて」は、同法 36 条 2 項は、「利益を処分して看過するに当たって必要な諸費用を差し引いた額をもって当該価額としているわけではない。このことは、外国通貨によって表示される経済的利益についても同様と解されるから、円貨に換金するための手数料相当額を差し引いた額である TTB レートをもって当該利益の価額と解することはでき」ず、「本件各株式報酬に係る給与等の収入すべき金額を算定するに当たって採用すべき為替レートは TTM レートによるべきである」としている¹³¹。

以上のことから、株式に係る時価は、金融商品取引所における終値、また、外貨建取引に係る時価は、TTM レートによって判断されると解して差し支えないであろう。なお、両者の時価は、一定の時点における取引価格を基準にしているという点では一致しており、このような措置は、時価の把握を簡便にするためのものであると考えられ、一定の合理性を有するものと思われる。

では、これまでの検討を踏まえると、仮想通貨による収入を認識した場合の時価は、どのように理解すべきであろうか。この点については、市場の仕組みをもとに検討するのが直截的であると考え。まず、一口に仮想通貨市場といっても、いわゆる仮想通貨取引所といわゆる仮想通貨販売所とを区別しなければならない。仮想通貨取引所は、金融商品市場同様に、取引所が間に入り、さまざまな取引条件を提示する売り手と買い手をマッチングさせることを目的とするものである¹³²。仮想通貨の主たる特徴の 1 つが、P2P で取引ができることであるから、具体的な仮想通貨市場は必要ないようにも思われる。しかしなが

¹²⁹ 東京地判平成 27 年 10 月 8 日税資 265 号(順号 12735)。なお、当該事件の判例評釈として、藤岡祐治「判批」ジュリ 1503 号 123 頁。

¹³⁰ 株式の時価とは、いわゆる市場価格であると解したうえで、取引所の終値が時価であると判示したものと、東京地判平成 22 年 10 月 8 日(訟月 57 卷 2 号 524 頁)がある。

¹³¹ 外貨建取引において外国法人の株式が支給された場合に、TTB レートではなく、TTM レートによるべき旨判示したものと、東京高判平成 27 年 12 月 2 日税資 265 号(順号 12763)がある。

¹³² 本稿では、仮想通貨証拠金取引については検討対象としない。

ら、仮想通貨は世界中で流通しており、自身の提示する条件に合致する取引相手を探すことは、困難を極める。そのため、いくつもの仮想通貨取引所が設立され、実際に利用されているのである。仮想通貨取引所では、基本的にオークション方式により取引が行われている。一方で、仮想通貨販売所では、為替市場同様に個人と販売所との相対取引となり、販売所が提示する取引価格にて売買が行われる。販売所においては、為替市場同様に、購入価格と売却価格の間にスプレッドが設けられており、その差額が販売所の利益となる。

このような理解に基づけば、仮想通貨市場における時価は、仮想通貨取引所と仮想通貨販売所とで異なり、仮想通貨取引所においては、金融商品市場の例に倣い、取引日の終値を時価と解し、仮想通貨交換所においては、外国為替市場の例に倣い、売相場と買相場の仲値を時価と解するのが妥当である。もっとも、各種法令および通達をそのまま仮想通貨の時価判定に適用することは不可能であるため、立法または通達により明確化される必要がある。

次に、コインベース報酬および送金手数料の時価について検討する。これらのような参考となり得る取引が存在しないものについては、いわゆる決めの問題となりそうである。もっとも、仮想通貨取引所および仮想通貨販売所において、それぞれ独自の時価が存在していると考えられるため、いずれかの時価に依拠することが簡便である。どちらに依るべきかについては、その時点においてどちらが「一般に時価として広く認識され利用されている」という観点から決されるべきであろう。評価方法は、さまざまあると考えられるが、仮にその基準を1日あたりの取引量とする場合は、ビットコインについては、仮想通貨取引所の時価が採用されることとなる¹³³。

以上の検討から、仮想通貨取引所を介して仮想通貨を獲得した場合の時価は、その取引が行われた日における終値であり、2以上の取引所で扱われている仮想通貨の場合には、それらの終値のうち、最も高い終値である。そして、仮想通貨販売所を介して仮想通貨を獲得した場合の時価は、その取引が行われた日における売相場と買相場の仲値である。最後に、コインベース報酬および送金手数料のような上記2つの方法以外により仮想通貨を獲得した場合の時価は、上に示した取引所および販売所における時価のうち、「一般に時価として広く認識され利用されている」価額となる。

第4節 マイニング報酬の所得分類

仮想通貨の獲得が「収入すべき金額」として課税対象となることから(所得税法 36 条 1 項、2 項)、マイニングにより得られるコインベース報酬および送金手数料の所得分類が問題となる。それらの所得分類を検討するにあたっては、当該所得の源泉ないし性質等についての検討が必要となる。そこで、マイナーの置かれている状況に即して、マイニングにより

¹³³ 筆者が、bitFlyer (<http://bitflyer.jp/bitcoin-chart>)で示される取引量を数日間確認したところ、取引所(bitFlyer Lightning)と販売所とは、取引量におよそ 20 倍もの差があった(2017 年 11 月 29 日最終閲覧)。

生じた所得の分類について検討することとしたい。

なお、一見すると、コインベース報酬と送金手数料とでは、収入の認識時期および仮想通貨1単位あたりにおける時価が異なること等から、両者を一括りにして検討するのは妥当でないように思われる。

しかしながら、マイナーは、マイニングという1つの経済活動によって通貨発行および送金取引の承認という結果を発生させているのである。そして、マイナーは、基本的にコインベース報酬および送金手数料のいずれかのみを獲得を志向してマイニングという行為を行っているわけではなく、マイニング報酬という総体の獲得を目的として行っていると考えるのが妥当であろう。このことは、半減期を採用している仮想通貨においても妥当する考えだと思われる。たとえ、仮想通貨の新規発行が行われなくなり送金手数料しか獲得できない状況になったとしても、マイナーの行う作業は変化しない。なぜならば、通貨発行という目的・側面がなくなったとしても、マイニングを行うための労力や費用、作業工程等は、何ら変わらないからである。したがって、マイナーの視点に立てば、マイニング報酬に係る所得の性質等については、コインベース報酬と送金手数料とを区別すべき必然性はないといえる。

所得は、勤労性所得、資産性所得、および資産勤労結合性所得の3つに大別され、この分類に応じて担税力が異なるとされているが¹³⁴、コインベース報酬と送金手数料は、同様の備品を用いて同様の作業を行った結果生じる所得である。したがって、所得の性質という観点からも、コインベース報酬および送金手数料は、その性質の如何はさておき、同様の性質を有すると考えられる。

他方で、別の観点からも、コインベース報酬と送金手数料の所得分類が同一であると考えられる余地がある。この点について検討するにあたって、ここでは、個人事業主である納税者が、事業としてマイニングを行い、コインベース報酬により事業所得を得ていると仮定する。まず、個人事業主が事業と関係のない経済活動を行った場合、当該事業活動による獲得した利得は、事業所得以外の所得分類に該当すると判断される蓋然性が高い。裁判例¹³⁵においては、事業のための資金を金融機関に預け入れた結果として受け取ることと預金利子や、業務上の必要性から所有していた取引先企業の株式を所有していたことから受け取った配当は、事業所得には含まれず、利子所得や配当所得にあたとされている。

しかしながら、事業所得を得るための「事業活動」の範囲は一定程度拡大されていると見る向きもある¹³⁶。課税庁の理解によれば、事業所得を生ずべき事業の遂行に付随して生じた一定の収入については、事業所得の金額の計算上総収入金額に算入するものとされており(所基通 27-5)、同通達では、「新聞販売店における折込広告収入」等が例示されている。つまり、新聞を配達するという1つの事業活動に付随して折込広告をも配達する場合

¹³⁴ 金子・前掲注 88)208 頁。

¹³⁵ 名古屋高裁金沢支部判昭和 49 年 9 月 6 日行集 25 卷 8 = 9 号 1096 頁。

¹³⁶ 佐藤・前掲注 106)210 頁。

には、本来的には事業所得に該当し得ない収入であるとしても、事業所得として算入されるのである。このことから、ある1つの事業活動を遂行するにあたって、当該事業との関連性が強く、当該事業を遂行した結果、事業所得に付随して生じる2つめの所得についても、事業所得に含まれるものと解される。

では、個人事業主が事業としてマイニングを行った場合、そこから生じる2つの収入についてはどのように解するべきであろうか。思うに、本設例においては、送金手数料が、「本来的な事業と密接に関わる活動による収入」¹³⁷に該当すると認められる場合には、コインベース報酬同様に事業所得に含まれると解するべきである。そして、「本来的な事業と密接に関わる活動による収入」であるかについては、マイニングという1つの事業活動により、コインベース報酬および送金手数料がほとんど不可分的に発生する蓋然性の高さで判断されるべきであると考えられる。このような理解によれば、マイニングという1つの事業活動は、通貨発行と送金取引の承認という2つの効果を生じさせる活動であり、通貨発行量が限界に達しない限り、両者はマイニングという行為によって生じるのであるから、送金手数料は、「本来的な事業と密接に関わる活動による収入」に該当するものと思われる。このことは、事業活動としてマイニングを行い、送金手数料によって事業所得を得ている場合のコインベース報酬についても妥当する。すなわち、コインベース報酬と送金手数料のいずれかが事業所得に該当する場合には、もう一方も事業所得に該当することとなる。他方で、いずれかが雑所得に該当する場合には、もう一方も雑所得に該当することとなる。

以上のような理解から、本節においては、コインベース報酬と送金手数料を区別せず、単にマイニング報酬として一括りにして検討を進めていきたい。

まず、マイナーの状況について確認する。マイニングを行うには、少なくともマイニングマシン、そしてそれらを稼働・冷却するための電気代等が必要となる(第1章第1節2.1)。仮想通貨の存在が知られるにつれて、さまざまな仮想通貨におけるマイニングレースは激しさを増している。その傾向は、ビットコインのようなメジャーな仮想通貨において特に顕著である一方で、ビットコインのようにメジャーな仮想通貨に限定さえしなければ、マイニングは、未だ個人でも成功し得る行為である。

マイナーがマイニングプール(民法上の組合)に参加しているか否かにかかわらず、マイニングにより継続的に利益を上げるためには、高性能のマイニングマシンを用意し、それを日々稼働させることが必要となる。仮にこのような条件が整っているとすれば、そのマイナーが獲得するマイニング報酬は、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」に該当すると考えられる。それゆえ、マイニング報酬を獲得した場合については、当該所得は、事業所得(同法27条)または雑所得(同法35条)に分類されるものと考えられる。

次に、事業所得と雑所得の区別について検討する。この点について、下級審判決¹³⁸ではあるものの、両者の区別について争われた事件があるため、そこで示された判断基準につ

¹³⁷ 同上。

¹³⁸ 名古屋地判昭和60年4月26日行集36巻4号589頁。

いて以下に引用する。

経済的行為の事業該当性は、当該行為の営利性、有償性の有無、継続性、反復性の有無のほか、自己の危険と計算による企画遂行性の有無、当該行為に費した精神的、肉体的労力の程度、人的、物的設備の有無、資金の調達方法、その者の職業、経歴及び社会的地位、生活状況及び当該行為による継続的収益可能性等の諸要素を総合的に検討して社会通念に照らして判断する。

つまり、それぞれの事件の個別具体的な事情に基づいて事業所得であるか雑所得であるかを判断することになる。そのため、当該下級審判決で示された判断基準から両者を区別するメルクマールが見出されたとは言い難い¹³⁹。もっとも、両者の区別に係る裁判所の傾向としては、所得発生の一貫性を重視しているとの指摘がある¹⁴⁰。すなわち、「ある経済活動から得られる所得で人が暮らしていけるものは『事業』だが、生計のための本業のほかに片手間で行っている経済的活動は事業ではない」ということである¹⁴¹。なお、「所得発生の一貫性」という考慮要素が事業所得と雑所得を区別するうえで重視される背景には、損失が発生した場合の扱いの差異があるとされる¹⁴²。なぜならば、事業所得である場合には、発生した損失を他の所得金額から控除することができるのに対し(同法 69 条 1 項)、雑所得については、事業所得のような損益通算の規定が設けられていないからである。したがって、両者の区別の重要性は、当該所得に対する課税の局面ではなく、損失が生じたときの取扱いについて顕著となる。

もっとも、投機性の高い経済活動であるからといって、必ずしも事業所得該当性が否定されるわけではない。下級審判決¹⁴³では、先物商品取引等の投機性の強い経済的活動からは安定した収益が得られにくいものの、従業員として十分な取引経験を積んでおり、退職後も「仕事の大半を生糸等の商品先物取引に充て、その収入によって生計を賄い、かつ資産の増加をはかつてきたものであり、日常は、ほとんど自宅において業界紙や日刊新聞などを通して当日の相場を見込み相場の開場中は終始仲買店と電話で連絡をとりながら取引の注文、資料の収集、相場の罫線の作成等に当たっていたものであること」から、事業所得に該当する旨示されている。この裁判例では、相当量の労力を投下しており、かつ、それによって生計が立てられていたことが、事業所得と判断する決め手となったと思われる。

以上の検討枠組みを踏まえて、仮想通貨のマイニングが事業所得と雑所得のどちらに該当するか検討する。

¹³⁹ 事業所得と雑所得の区別が困難であることを示す事例として、たとえば、特別な事業場等がないにもかかわらず事業所得に該当すると判断された事件(名古屋高裁金沢支判昭和 43 年 2 月 28 日訟月 14 卷 5 号 567 頁)や、1 件当たり数千万円から数十億円の貸付をしていたにもかかわらず、事業所得に該当しないとされた事件(大阪地判昭和 59 年 3 月 28 日判タ 534 号 169 頁)がある。

¹⁴⁰ 佐藤・前掲注 106)204-205 頁。

¹⁴¹ 佐藤・前掲注 106)205 頁。

¹⁴² 同上。

¹⁴³ 静岡地判昭和 50 年 10 月 28 日訟月 21 卷 13 号 2803 頁。なお、当該事件は、事業所得と雑所得の区別そのものが争われたものではないことに留意されたい。事件自体は、生糸等の先物商品取引により生じた清算益収入が事業所得に該当するかが争点の 1 つとされたものである。

まず、マイニングの投機性について検討する。マイニングとは、端的に言えば、1位以外賞金にありつけない採掘“競争”であり、必ずしも利益が得られるとは限らない作業である。したがって、マイニングには投機性があるといえる。もっとも、投機的であることは、必ずしも事業所得該当性を否定するものではない。

そこで、次に、肉体的・精神的労力等の投下量について検討する。この点について検討するうえで念頭に置かなければならないことは、マイニング自体とマイニング報酬を売却・使用することは別物であるということである。たしかに、仮想通貨の売却については、社会経済情勢や相場を確認する必要があるため、前掲静岡地判昭和50年10月28日のように、相当量の労力を投下する必要があると思われる。一方で、マイニング自体は、プログラムを組んだ以降は、原則として個人の特別な行為を必要とすることなく自動でマイニングが行われるのである。また、現在はプログラムの組み方等についても、インターネット等で簡単に入手することが可能であるため、マイニング自体については、肉体的・精神的労力等の投下量が多いとは言えない。

最後に、生計を維持できるだけの所得の安定性があるかである。この点については個別の事案ごとに判断せざるを得ないきらいがあるが、通常、マイニングのような投機性が高くかつ個人に時間や手間を掛けさせないタイプの経済的活動は、本業の片手間に行われる副業の類だと考えられる。もっとも、デイトレーダーなどのように、当該経済活動のみで生計を維持できる納税者については、この限りではない。

以上のことから、マイニング報酬は、原則的には雑所得に分類されると解する。そして、マイニングによる所得については、マイニングに成功した時点における時価が、「収入すべき金額」に該当し(同法36条1、2項)、当該収入金額からマイニングに要した費用を必要経費として控除することによって(同法37条)、所得金額が決定されることとなる¹⁴⁴。

第3章 仮想通貨と消費税法

第1節 問題提起

消費税とは、物品・サービスの消費に着目して課税するものであり、日本の消費税法における消費税とは、間接消費税¹⁴⁵のことである¹⁴⁶。消法は、国内における資産の譲渡等を

¹⁴⁴ なお、税政策の観点からも、マイニング報酬は、事業所得ではなく雑所得とすることが望ましいと思われる。なぜならば、マイニングには莫大なエネルギーが投下されるため地球環境に悪影響及ぼす可能性があり、仮にマイニングで生じた損失が損益通算可能とされると、いたずらにマイナーを増加させ、地球環境に負荷をかける恐れがあるからである。

¹⁴⁵ 間接消費税は、最終的な消費者以前のどの段階で課税するかによって単段階消費税と多段階消費税に分類されている。

¹⁴⁶ なお、概念としての消費税は、直接消費税と間接消費税に分類される。前者は、「最終的な消費行為そのものを対象として課される租税であり」(金子・前掲注88)722頁)、「物品・サービスを直接消費する者を納税者とする」租税である(水野忠恒『大系租税法』(中央経済社・2015)796頁)。他方で後者は、「最終的な消費行為よりも前の段階で物品やサービスに対する課税が行われ、税負担が物品やサービスのコスト

第3節 マイニングに対する消費課税の可否

前節では、消法の規定を概観し、どのような行為を消費課税の対象とし、誰に納税義務を負わせるか等について確認した。本節では、具体的な当てはめを通してマイニングに対する消費課税の可否および誰が納税義務者となるのかについて検討していく。

第一に、マイニングが電気通信利用役務の提供に該当するかを検討する¹⁷⁸。マイニングが電気通信利用役務の提供に該当するかについては、3つの観点から判断すべきものと考えられる。すなわち、①事業性、②対価性、および③電気通信回線の利用の観点である。

まず、①事業性について検討する。前掲最判平成16年6月10日で示されている通り、「消費税法の『事業』の意義内容は、所得税法上の『事業』概念と異なり、その規模を問わず、『反復・継続・独立して行われる』ものである」から、マイニングが「反復・継続・独立して行われる」ものであるかがメルクマールとなる。その点、マイニングについては、ソロマイナーであろうとマイニングプールに参加するマイナーであろうと、利益を得るためには、絶えずマイニングを行う必要がある。したがって、マイニング報酬を得られているマイナーについては、反復・継続的にマイニングを行っているといえるだろう。独立性についても、マイニングを行う者が法人である場合はいうまでもなく、ソロマイナーおよびマイニングプール(民法上の組合)に参加するマイナー(民上の組合員)についても、マイニングに係る損益(収入・支出)が直接帰属することから、「自己の計算と責任において独立して営まれ」ているものと考えられる。したがって、マイニングは、①事業性を有するものと解すべきである。

次に、②対価性について検討する。対価性とは、資産の譲渡等(役務の提供)に対して反対給付を受けることとされている¹⁷⁹。送金者が送金手数料を支払わない場合、当該送金取引の承認は、後回しにされ、最悪の場合には、当該送金取引は無効となる。他方で、マイナーがマイニングに成功した場合、マイナーは、ブロック内の各取引に含まれている送金手数料を獲得することができる。なお、送金者と受領者との間には一定の面識があることが通常想定されるが、送金者に対してマイニングという役務の提供を行うマイナーは、マイニングレースの勝者であることから、送金者とマイナーとの間には、通常面識がないことが想定される。そのため、誰に送金手数料を支払ったであるとか、誰から送金手数料を受

いて、帳簿に記載した仕入先の氏名が真実であると信じるについて相当の理由があるにかかる消費税額控除は適用されるものと解される。ただし、このような場合にまで税額控除を否定することは事業者に難きを強いることになり、法の趣旨に反する結果となると解されるからである」と判示している。もっとも、当該事件では、納税者が当該氏名を信じるについて相当の理由はないとして納税者が敗訴した。

¹⁷⁷ 仕入税額控除の適用可否の問題としては、以下のような問題もある。すなわち、納税者が税務調査に際して帳簿等を提示しない場合に、帳簿が保存されていないと解して仕入税額控除の適用を否定できるかという問題である。本稿では検討の対象とはしないが、この問題については、田中・前掲注169)281-291頁参照。

¹⁷⁸ 既述の通り、マイニングは、送金を仲介する作業であり、資産の譲渡、資産の貸付および特定役務提供には該当しないと考えられるため、ここでは検討対象としない。

¹⁷⁹ 水野編・前掲注146)225頁。

用いたサービス等」という)が続々と検討されている。ブロックチェーン技術を用いたサービス等は、利便性や安全性の高いものである一方で、消費課税の対象となり得ることに留意されたい。なぜならば、ブロックチェーン技術を土台に据えた場合には、それが仮想通貨であろうと不動産の登記であろうと、他者からの承認作業を要することとなるからである。本稿における検討は、この点についても有益な示唆を与え得るものと思われる。

なお、仮想通貨一般に係る問題としては、「仮想通貨を使用することにより利益が生じた場合の課税関係」等が残されている。ビットコインに関する国税庁のタックスアンサーでは、「ビットコインを使用することにより生じる損益（邦貨又は外貨との相対的な関係により認識される損益）は、事業所得等の各種所得の基因となる行為に付随して生じる場合を除き、原則として、雑所得に区分され」としている。しかし、どのような論理からこの理解が導出されるのか、また、そもそもこのような理解が是とされるべきかについては明らかでない。所得分類は、所法上、重要な問題であるため、今後の検討課題としたい。

